

(健II 353 F)  
令和2年3月27日

都道府県医師会  
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長  
釜 范 敏

予防接種法施行規則の一部を改正する省令の公布および「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」の一部改正について

予防接種法施行規則の一部を改正する省令が本年3月26日公布、施行されたことから、今般、厚生労働省より各都道府県知事宛別添の通知がなされました。

本改正は、結核の定期の予防接種等を受けたことによるものと疑われる症状の報告の基準として、以下のとおり新たな症状を追加するものであります。

・髄膜炎 (BCGによるものに限る。)

また、これに伴い、「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」の改正がなされました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等への周知方ご高配のほどよろしくお願ひ申し上げます。

※厚生労働省文書は文書管理システムに掲載いたします。

健 発 0326 第 6 号  
令 和 2 年 3 月 26 日

公益社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省健康局長  
( 公 印 省 略 )

「予防接種法施行規則の一部を改正する省令」の公布について

予防接種法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第42号）が本日、別紙のとおり公布され、施行されました。

別添写しのとおり、各都道府県を通じ周知いたしましたので、お知らせいたします。

写

健発0326第5号  
令和2年3月26日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長  
(公印省略)

### 予防接種法施行規則の一部を改正する省令の公布について

予防接種法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第42号）が本日、別紙のとおり公布され、施行されました。改正省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む）及び関係機関等に周知をお願いいたします。

#### 第一 改正の概要

結核の定期の予防接種等を受けたことによるものと疑われる症状の報告の基準として、以下を追加すること（予防接種法施行規則第5条関係）。

症 状	期 間
髄膜炎（B C Gによるものに限る。）	予防接種との関連性が高いと医師が認める期間

#### 第二 施行期日

公布の日（令和2年3月26日）

## ○厚生労働省令第四十二号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十二条第一項の規定に基づき、予防接種法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月二十六日

予防接種法施行規則の一部を改正する省令

予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

改 正 前

（報告すべき症状）

**第五条** 法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対象疾病の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる症状であつて、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。

対象疾病		症状	期間	（報告すべき症状）		
				改	正	後
結核	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
化膿性リンパ節炎	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

**第五条** 法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対象疾病の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる症状であつて、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。

（傍線部分は改正部分）

対象疾病		症状	期間	（報告すべき症状）		
				改	正	前
結核	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
化膿性リンパ節炎	（新設）	（新設）	（新設）	（略）	（略）	（略）

厚生労働大臣 加藤 勝信

この省令は、公布の日から施行する。  
附 則

令和2年3月26日  
健発0326第51号  
薬生発0326第12号

公益社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省健康局長  
(公印省略)

厚生労働省医薬・生活衛生局長  
(公印省略)

「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」等の一部改正について

予防接種法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第42号）が本日公布され、施行されたことから、「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」（平成25年3月30日付け健発0330第3号・薬食発0330第1号厚生労働省健康局長、医薬食品局長連名通知）及び「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについての一部改正について」（令和2年2月4日付け健発0204第1号・薬生発0204第1号厚生労働省健康局長、医薬・生活衛生局長連名通知）の一部を別紙のとおり改正することとし、同令による結核の定期の予防接種等を受けたことによるものと疑われる症状の報告の基準等の改正部分について、本日より適用することといたしましたので、別添写しのとおり、各都道府県を通じ周知いたしました。貴会会員に対しても、御協力いただけるよう要請をお願いいたします。



令和2年3月26日  
健発 0326 第 50号  
薬生発 0326 第 11号

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長  
(公印省略)

厚生労働省医薬・生活衛生局長  
(公印省略)

「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」等の一部改正について

予防接種法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第42号）が本日公布され、施行されたことから、「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」（平成25年3月30日付け健発0330第3号・薬食発0330第1号厚生労働省健康局長、医薬食品局長連名通知）及び「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについての一部改正について」（令和2年2月4日付け健発0204第1号・薬生発0204第1号厚生労働省健康局長、医薬・生活衛生局長連名通知）の一部を別紙のとおり改正することとし、同令による結核の定期の予防接種等を受けたことによるものと疑われる症状の報告の基準等の改正部分について、本日より適用することといたしましたので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）及び関係機関等に周知をお願いいたします。

なお、公益社団法人日本医師会に対し、本件に係る協力を依頼していることを申し添えます。